



思いやりをカタチに ～共生社会の実現を目指して～

移動に配慮が必要な人が安心して外出できるようにする、「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入しています。対象駐車区画を必要とする人が安心して利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

利用証の交付対象者や、本制度にご協力いただける施設の人は、下記の県ホームページをご覧くださいお申込みください。

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度

検索



「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」

○制度の概要

車椅子使用者用駐車区画については、バリアフリー法により整備が促進されている一方で、障がいのない人が駐車することなどにより、障がいのある人が駐車できない問題が発生していました。

こうした課題に対応するため、「車椅子使用者用駐車区画」に加えて、歩行困難な人が利用可能な「プラスワン区画」を設け、これらの区画を利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用証を交付する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入しています。

○利用証の交付対象者

- ・障がいのある人、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人などで、一定の要件を満たす歩行困難な人

○交付申請窓口

(窓口での申請) 申請窓口：岐阜地域福祉事務所(県庁2階)

各県事務所福祉課(7カ所)

県地域福祉課(県庁10階)

必要書類：申請書、各種手帳等状況確認書類、本人確認書類(代理人申請の場合)

(郵送での申請) 送付先：県地域福祉課のみ

必要書類：上記必要書類に加えて、140円分の返信用切手

○駐車区画の設置(登録)

- ・商業施設等においては、プラスワン区画の設置確保にご協力をお願いいたします
- ・登録方法：「駐車場登録届出書」を県地域福祉課へメールまたはFAXにて提出

○注意事項

- ・利用証は、対象駐車区画に駐車できることを必ず約束するものではありません。満車の場合などは駐車できないことがあります。
- ・利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない人であっても、これから利用証を取得する人や一時的なけがの人など、必要な場合には対象駐車区画を利用しますので、ご承知おきください。

○「車椅子使用者用駐車区画」の表示

○車椅子を常時使用する人の利用証

○「プラスワン区画」の表示

○それ以外の歩行困難な人の利用証



☎ 県地域福祉課 ☎ 058-272-8261 FAX 058-278-2651

✉ c11219@pref.gifu.lg.jp

※制度の詳細は、県ホームページをご覧ください。